

柏崎市住民税非課税世帯等エアコン購入費等助成事業 Q&A（令和 8 年 7 月 10 日／第 1 版）

目 次

1	制度概要・対象者	1
Q1	この事業の目的は何ですか。	1
Q2	どのような世帯が対象ですか。	1
Q3	住民税非課税世帯とは何ですか。	1
Q4	住民票上の世帯全員が住民税非課税ですが、同じ住宅に住民税課税の子世帯が住んでいます。 対象になりますか。	1
Q5	住民税課税者に扶養されている非課税世帯も対象になりますか。	1
Q6	二世帯住宅の場合は対象になりますか。	2
Q7	同じ敷地内の離れに課税世帯の家族が住んでいます。対象になりますか。	2
Q8	生活保護受給世帯は対象になりますか。	2
2	住民税非課税の確認	2
Q9	自分が住民税非課税かどうか分かりません。どのように確認できますか。	2
Q10	世帯にいる子どもについても課税証明書の提出は必要ですか。	3
Q11	世帯員の中に住民税未申告者がいる場合はどうなりますか。	3
3	申請方法・必要書類	3
Q12	申請から補助金交付までの流れを教えてください。	3
Q13	申請にはどのような書類が必要ですか。	4
Q14	建物外観の写真は必ず 4 枚提出する必要がありますか。	5
Q15	アパートや公営住宅に住んでいる場合も、建物外観の写真は必要ですか。	5
Q16	故障状況が確認できる書類は、メーカーが発行したものでなければいけませんか。	6
Q17	公営住宅にエアコンを設置する場合、設置承諾書は必要ですか。	6
Q18	実績報告書に添付する工事内容が確認できる書類又は設置後の写真は、どのようなものを提出 すればよいですか。	6
Q19	補助金の受け取り方法を教えてください。	6
Q20	協力店はどこで確認できますか。	7

Q21	受領委任払い方式を利用する場合、インターネット通販や市外の販売店で購入できますか。	7
Q22	申請期間を過ぎた場合はどうなりますか。	7
Q23	補助金の交付決定後に申請を取り下げることができますか。	7
4	補助対象となるエアコン・工事	7
Q24	エアコンが故障している場合も対象になりますか。	7
Q25	エアコンが設置されていないことや故障していることはどのように確認しますか。	8
Q26	補助対象となるエアコンはどのようなものですか。	8
Q27	ペルチェ式クーラーとはどのようなものですか。	8
Q28	中古品は対象になりますか。	8
Q29	インターネットで購入したエアコンも対象ですか。	8
Q30	設置工事費も補助対象ですか。	8
Q31	電気工事も補助対象になりますか。	9
Q32	自己負担はありますか。	9
Q33	エアコン購入後の電気代は補助されますか。	9
Q34	補助金の対象となる住宅はどこですか。	9
Q35	賃貸住宅でも申請できますか。	9
Q36	新築住宅や増築した住宅にエアコンを設置する場合も補助対象になりますか。	9
5	補助額・変更手続	10
Q37	補助額はいくらですか。	10
Q38	1世帯で複数台申請できますか。	10
Q39	見積書の金額で交付決定を受けましたが、設置工事の際に追加料金が必要になった場合はどうすればよいですか。	10
Q40	交付決定後に機種を変更することはできますか。	10
6	その他	10
Q41	市の予算額を超えた場合はどうなりますか。	10
Q42	補助金申請前にエアコンを購入したり、工事を始めたりした場合はどうなりますか。	11

- Q43 交付決定を受けた後、いつまでに購入・設置を完了する必要がありますか。 11
- Q44 エアコンを設置する建物はどこでもよいですか。 11
- Q45 申請者本人が長期の入院中または施設入所中の場合は対象になりますか。 11

1 制度概要・対象者

Q1 この事業の目的は何ですか。

A 猛暑による熱中症などを予防するため、経済的な理由によりエアコンの設置が困難な住民税非課税世帯等に対し、エアコンの購入・設置費用を補助するものです。

Q2 どのような世帯が対象ですか。

A 次の要件を全て満たす世帯が対象です。

- ・令和8（2026）年7月1日（基準日）時点で柏崎市に住民登録があり、現に市内の住宅に居住していること。
- ・居住する住宅にエアコンが設置されていない、又は設置されていても故障等により使用できないこと。
- ・世帯全員が令和8年度住民税非課税であること、又は基準日時点で柏崎市が生活保護を実施している世帯であること。

Q3 住民税非課税世帯とは何ですか。

A 令和8年度の住民税について、世帯員全員が住民税非課税である世帯をいいます。住民税は、前年（令和7年1月1日から12月31日まで）の所得等を基に課税されます。そのため、令和8年度住民税非課税世帯とは、令和7年中の所得等に基づく判定で、世帯員全員の住民税額が0円（非課税）となっている世帯です。

Q4 住民票上の世帯全員が住民税非課税ですが、同じ住宅に住民税課税の子世帯が住んでいます。対象になりますか。

A 対象となりません。本事業は、住宅全体としてエアコン設置が困難な世帯を支援することを目的としているため、住民票上の世帯が分かれていても、同一住宅内に住民税課税世帯が居住している場合は対象外となります。

Q5 住民税課税者に扶養されている非課税世帯も対象になりますか。

A 対象となります。ただし、住民票上の世帯が分かれていても、同一住宅内に住民税課税世帯が居住している場合は対象なりません。

Q6 二世帯住宅の場合は対象になりますか。

A 二世帯住宅であっても申請は可能ですが、同一住宅内のいずれかの世帯が住民税課税世帯である場合、又は、いずれかの世帯に使用可能なエアコンが既に設置されている場合は対象なりません。ただし、玄関、台所、浴室等が独立し、電気契約や生活実態が明確に分離されている場合は、別住宅として取り扱うことができるかを個別に審査します。

Q7 同じ敷地内の離れに課税世帯の家族が住んでいます。対象になりますか。

A 建物が独立しており、居住実態や生計が別であると認められる場合は対象となる場合があります。詳細は個別に審査します。

Q8 生活保護受給世帯は対象になりますか。

A 基準日において、柏崎市から生活保護を受けており、エアコンが設置されていない、又は設置されていても故障等により使用できない世帯は対象となります。

2 住民税非課税の確認

Q9 自分が住民税非課税かどうか分かりません。どのように確認できますか。

A 次の方法で確認できます。

① マイナポータルで確認する

マイナンバーカードをお持ちの方は、スマートフォン等からマイナポータルにログインし、「わたしの情報」から税・所得情報を確認できます。

② 課税証明書又は所得課税証明書で確認する

コンビニエンスストアに設置してあるマルチコピー機や市役所 1 階・高柳町事務所・西山町事務所で証明書を取得し、住民税の課税状況を確認できます。

※手数料（コンビニエンスストア 200 円／1 通、市役所・両町事務所窓口 300 円／1 通）が必要です。

※課税証明書等の取得に要する手数料は申請者の自己負担となります。市が負担することはありません。

※コンビニエンスストアで取得できるのは所得課税証明書のみです。

③ 市役所税務課窓口で確認する

本人確認書類をご用意のうえ、市役所の 2 階税務課 5・6 番窓口へご相談ください。

※本人又は本人と住民票上同一世帯の方のみ。

※お電話ではお問い合わせいただけません。

※平日の開庁時間内（9:00～16:00）のみ。土日、祝日は対応できません。

Q10 世帯にいる子どもについても課税証明書の提出は必要ですか。

A 高校生年代までの子どもについては、課税証明書等の提出は不要です（高校に在学しているかどうかは問いません。18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの方が対象です。）。ただし、高校生年代までの子どもであっても、前年中にアルバイト収入、事業収入、譲渡所得等があり、令和 8 年度住民税の申告が必要な方は、申告手続きを行っていただく必要があります。

Q11 世帯員の中に住民税未申告者がいる場合はどうなりますか。

A 住民税未申告者については、課税証明書又は所得課税証明書を取得できないため、本事業の対象要件である「世帯全員が住民税非課税であること」を確認することができません。このため、未申告者がいる場合は、本人確認書類をご用意のうえ市役所税務課で住民税の申告を済ませ、課税証明書又は所得課税証明書を取得してから申請してください。

3 申請方法・必要書類

Q12 申請から補助金交付までの流れを教えてください。

A 申請から補助金交付までの流れは次のとおりです。

【償還払い方式】

- ①交付申請⇒②交付決定⇒③エアコン購入・設置⇒④購入店へ支払い⇒⑤申請者が実績報告⇒⑥補助金交付（実績報告書兼請求書提出後 30 日以内）

【受領委任払い方式】

- ①交付申請⇒②交付決定⇒③協力店でエアコン購入・設置⇒④協力店へ自己負担額を支払い⇒⑤協力店が実績報告⇒⑥市から協力店へ補助金交付（実績報告書兼請求書提出後 30 日以内）

（受領委任払い方式例 1）エアコンが 16 万円（設置工事費含む）

$$16 \text{ 万円（エアコン）} - 10 \text{ 万円（補助額）} = 6 \text{ 万円（自己負担額）}$$

（受領委任払い方式例 2）エアコンが 9 万円（設置工事費含む）の場合

$$9 \text{ 万円（エアコン）} - 9 \text{ 万円（補助額）} = 0 \text{ 万円（自己負担額なし）}$$

※既存エアコンの撤去・処分費、家電リサイクル料金、延長保証料などの補助対象外経費は、申請者の負担となります。

Q13 申請にはどのような書類が必要ですか。

A 提出書類は、申請時と設置完了後で異なります。

【申請時に必要な書類】

① 補助金交付申請書

② エアコン購入及び設置工事の見積書

（機器代、標準工事費、その他工事費の内訳が分かるもの）

③ 本人確認書類の写し、生活保護受給者の場合は、必ず「被保護者証明書の写し」

※本人確認書類の例：マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書、介護保険証等

④ 世帯員全員の令和 8 年度課税証明書又は所得課税証明書（住民税の課税状況が確認できるもの）

※生活保護受給世帯は不要

⑤ エアコン等を設置する建物の外観（四方向から）が分かる写真

- ⑥エアコン等を設置予定である部屋内部の写真
- ⑦賃貸住宅の場合は家主等の設置承諾書
- ⑧故障による買換えの場合は、故障状況が確認できる書類又は写真
- ⑨受領委任払い方式を利用する場合は、受領委任払い承認申請書、委任状及び同意書
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

【設置完了後（実績報告時）に必要な書類】

- ① 実績報告書
- ② 領収書の写し又は支払を証する書類
- ③ 工事内容が確認できる書類又は設置後の写真
- ④ 振込先口座が確認できる通帳等の写し
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

※受領委任払い方式の場合、実績報告時に提出する領収書は、補助金額と自己負担額が確認できるものとしてください。

Q14 建物外観の写真は必ず4枚提出する必要がありますか。

A 必ず4枚提出する必要はありません。エアコン等を設置する建物の外観について、東西南北の4方向が確認できれば、2枚又は3枚の写真でも構いません。建物の形状や撮影位置により、1枚の写真で複数の方向が確認できる場合があります。ただし、提出された写真で4方向が確認できない場合は、追加で写真の提出をお願いすることがあります。

Q15 アパートや公営住宅に住んでいる場合も、建物外観の写真は必要ですか。

A 必要です。アパートや公営住宅の場合は、建物全体ではなく、通常室外機が設置されているベランダや共用廊下側など、申請者が居住する住宅の外観が確認できる写真を提出してください。提出された写真で設置場所等の確認ができない場合は、追加で写真の提出をお願いすることがあります。

Q16 故障状況が確認できる書類は、メーカーが発行したものでなければいけませんか。

A メーカーが発行した書類である必要はありません。販売店、設置業者又は修理業者が発行した故障状況が確認できる書類でも差し支えありません。ただし、故障した機器、故障内容が確認できるものを提出してください。なお、提出された書類のみでは故障状況を確認できない場合は、追加書類の提出や現地確認をお願いすることがあります。

Q17 公営住宅にエアコンを設置する場合、設置承諾書は必要ですか。

A エアコン室外機用の配管穴（スリーブ）が設けられており、その配管穴を使用して設置する場合は、設置承諾書は不要です。一方、室外機用の配管穴がない部屋に新たに穴を開けるなど、建物に工事を行って設置する場合は、事前に住宅管理者の承諾を受け、模様替え（増築等）承認申請書を提出してください。

Q18 実績報告書に添付する工事内容が確認できる書類又は設置後の写真は、どのようなものを提出すればよいですか。

A 工事内容が確認できる書類としては、工事完了報告書、工事完了証明書、工事施工報告書など、工事内容及び設置した補助対象機器が確認できる書類を提出してください。設置後の写真を提出する場合は、設置した補助対象機器が確認できるものとしてください。販売店等が作成した竣工写真を提出していただいても差し支えありません。

Q19 補助金の受け取り方法を教えてください。

A 本事業では、「償還払い方式」と「受領委任払い方式」のいずれかを選択できます。

【償還払い方式】

申請者がエアコン購入費及び設置工事費の全額を購入店へ支払った後、市へ実績報告書を提出していただきます。審査後、補助金を申請者名義の口座へ振り込みます。

【受領委任払い方式】

申請者は補助金額を差し引いた自己負担額のみを協力店へ支払います。購入費及び設置費が補助上限額以下の場合は、自己負担額はありません。ただし、既存エアコンの撤去・処分費、家電リサイクル料金、延長保証料など補助対象外経費がある場合は、その費用は申請者の負担となります。補助金は、申請者から委任を受けた協力店へ市が直接支払います。

なお、受領委任払い方式を利用できるのは、市に登録した協力店からエアコンを購入し、設置工事を行う場合に限ります。

どちらの方式を利用する場合も、事前に交付決定を受ける必要があります。

Q20 協力店はどこで確認できますか。

A 受領委任払い方式を利用できる協力店の一覧は、市ホームページで確認できます。

Q21 受領委任払い方式を利用する場合、インターネット通販や市外の販売店で購入できますか。

A できません。受領委任払い方式を利用できるのは、市に登録した協力店から購入する場合に限ります。インターネット通販や協力店以外の事業者を利用する場合は、償還払い方式をご利用ください。

Q22 申請期間を過ぎた場合はどうなりますか。

A 申請期間は令和8（2026）年7月17日～12月28日です。申請期間終了後の受付はできません。

Q23 補助金の交付決定後に申請を取り下げることができますか。

A 購入前であれば、補助金取下申請書を提出することで申請を取り下げることができます。

4 補助対象となるエアコン・工事

Q24 エアコンが故障している場合も対象になりますか。

A 対象となります。ただし、既に設置されているエアコンが故障等により、冷房機能を正常に使用できない状態であることが条件です。故障とは、電源が入らない、冷風が出ないなど、通常の使用ができない状態をいいます。一方、風向調整機能のみの故障や表示ランプの不点灯など、冷房機能の使用に支障がない故障や、リモコンの電池切れ、フィルターの汚れ、簡易な修理や部品交換により使用できる場合は対象外です。なお、故障状況は個別に審査し、必要に応じて市職員等による現地確認を行います。

Q25 エアコンが設置されていないことや故障していることはどのように確認しますか。

A 申請時に、建物外観、室内及び故障状況が確認できる写真又は故障状況が確認できる書類を提出していただきます。

Q26 補助対象となるエアコンはどのようなものですか。

A 住宅用の新品で、家庭用品品質表示法施行令に規定される「エアコンディショナー」、又は室温を下げるためにコンセントから直接給電する電気冷風機若しくはペルチェ式クーラーが対象です。ただし、充電式のものや首元など身体の一部のみを冷やすことを目的とした機器は対象外です。なお、補助対象となる機器は1世帯につき1台までです。

Q27 ペルチェ式クーラーとはどのようなものですか。

A ペルチェ式クーラーとは、冷媒を使用せず、ペルチェ素子（電子冷却素子）の働きにより冷却する機器です。本事業では、コンセントから直接給電して室内を冷却することを目的としたペルチェ式クーラーが補助対象となります。なお、充電式のものや、首元など身体の一部のみを冷やすことを目的とした機器は補助対象外です。

Q28 中古品は対象になりますか。

A 対象外です。

Q29 インターネットで購入したエアコンも対象ですか。

A 対象とします。ただし、購入前に申請し、交付決定を受けた後に購入したものに限りま
す。購入費及び設置工事費の見積書、領収書等の提出が必要です。

Q30 設置工事費も補助対象ですか。

A 室外機設置、配管、配線等の設置工事費は補助対象とします。ただし、延長保証料、処分
費、家電リサイクル料金等は対象外です。また、補助上限額を超える部分は自己負担となりま
す。

Q31 電気工事も補助対象になりますか。

A エアコンの設置に必要な電気工事であれば、専用回路の新設、コンセント交換のほか、契約アンペアの変更に伴い必要となる工事も補助対象となります。ただし、エアコン設置に直接必要と認められない住宅全体の電気設備の改修工事や、エアコン設置と関係のない工事は補助対象外です。

Q32 自己負担はありますか。

A 補助対象経費が補助上限額（10万円）を超える場合は、その超えた金額は申請者の自己負担となります。また、既存エアコンの撤去・処分費、家電リサイクル料金、延長保証料などの補助対象外経費についても、申請者の自己負担となります。受領委任払い方式を利用する場合は、補助金額を差し引いた自己負担額及び補助対象外経費を協力店へお支払いください。

Q33 エアコン購入後の電気代は補助されますか。

A 補助されません。本事業は、エアコンの購入及び設置に要する費用を補助するものです。エアコンの使用に伴う電気料金や維持管理費、修理費等は補助対象外であり、申請者の負担となります。

Q34 補助金の対象となる住宅はどこですか。

A 申請者の住民票があり、現に居住している市内の住宅に限ります。事務所や別荘等は対象外です。

Q35 賃貸住宅でも申請できますか。

A 可能です。ただし、家主等の承諾が必要な場合は、設置承諾書を提出してください。

Q36 新築住宅や増築した住宅にエアコンを設置する場合も補助対象になりますか。

A 対象となりません。本事業は既存住宅における熱中症対策を目的としているため、新築住宅や住宅の増築に伴い設置するエアコンは補助対象外です。

5 補助額・変更手続

Q37 補助額はいくらですか。

A エアコン購入費及び設置費の実費を補助します。ただし上限額は10万円です。

Q38 1世帯で複数台申請できますか。

A 1世帯1台までです。2世帯住宅の場合、玄関、台所、浴室等が独立し、電気契約や生活実態が明確に分離されている場合は、別世帯として取り扱うことができるかを個別に審査します。

Q39 見積書の金額で交付決定を受けましたが、設置工事の際に追加料金が必要になった場合はどうすればよいですか。

A 配管の延長、専用回路工事、コンセント交換、壁面補強等により、見積額を超える費用が設置工事の際に判明した場合でも、変更交付申請が必要となるのは、追加費用により補助金額が増額となる場合です。補助金額が増額となる場合は、工事完了後、実績報告前に変更交付申請を行ってください。市は、変更交付申請の内容を審査し、必要に応じて変更交付決定を行います。なお、変更後の補助対象経費が補助上限額（10万円）を超える場合は、その超えた額は申請者の自己負担となります。

Q40 交付決定後に機種を変更することはできますか。

A 機種の変更は可能です。ただし、購入金額の変更により補助金額が増額となる場合は、変更交付申請が必要です。具体的には、当初の補助対象経費が補助上限額（10万円）未満で、機種変更により購入金額が増加する場合は、変更交付申請を行ってください。一方、当初の補助対象経費が補助上限額（10万円）以上であり、機種変更後も補助金額に変更がない場合や、購入金額が減少する場合は、変更交付申請は不要です。変更交付申請が必要か判断に迷う場合は、購入前にコールセンターへお問い合わせください。

6 その他

Q41 市の予算額を超えた場合はどうなりますか。

A 予算額に達するまで、申請書類に不備がないものを先着順で受け付けます。予算額に達した時点で受付を締め切ります。

Q42 補助金申請前にエアコンを購入したり、工事を始めたりした場合はどうなりますか。

A 交付決定前に契約・購入・工事を行った場合は補助対象外です。

Q43 交付決定を受けた後、いつまでに購入・設置を完了する必要がありますか。

A 補助金交付決定後、令和9（2027）年2月26日までに購入・設置及び実績報告を完了してください。期限までに完了しない場合は、補助金を交付できないことがあります。

Q44 エアコンを設置する建物はどこでもよいですか。

A 申請者が居住する建物への設置を対象とします。倉庫、物置、車庫その他居住の用に供していない場所への設置は対象外です。

Q45 申請者本人が長期の入院中または施設入所中の場合は対象になりますか。

A 申請日時時点で対象住宅に現に居住していない場合は対象となりません。